

## 一宮市電力調達に係る環境配慮方針

(趣旨)

第1条 本方針は、一宮市（以下「本市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 本方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 本方針の対象は、競争入札により電力を調達する本市のすべての機関とする。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 環境評価基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 環境評価加点項目

- ア 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格)

第5条 入札参加資格は、次のとおりとする。

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、前条（1）に定める環境評価基本項目を、別表「一宮市環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上であるものとする。

環境評価基本項目の評価点が70点に満たない場合、前条（2）に定める環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上であるものとする。

※ 開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和2年9月最終改訂）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条（1）及び（2）に定める環境評価項目を、別表の評価基準により算定し、その評価点等を「一宮市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、申請期限までに市長に提出するものとする。

2 市長は、小売電気事業者から提出された評価項目報告書の内容を確認し、各小売電気事業

者の評価点を判定する。

3 市長は、判定の結果について、当該小売電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 市長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、入札参加資格の有無を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年7月29日から施行する。

附 則

この方針は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年7月30日から施行する。

附 則

この方針は、令和元年7月19日から施行する。

附 則

この方針は、令和2年8月3日から施行する。

附 則

この方針は、令和3年7月9日から施行する。

別表（第5条関係）

一宮市環境に配慮した電力調達契約評価基準

環境評価項目	区 分	配 点
① 一昨年度の1 kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数（CO <sub>2</sub> 排出係数） * 1 【単位：kg - CO <sub>2</sub> /kWh】	0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上 0.690 未満	2 0
	0.690 以上	0
② 一昨年度の未利用エネルギー活用状況 * 2	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 一昨年度の再生可能エネルギー導入状況 * 3	7.50%以上	2 0
	5.00%以上 7.50%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 * 4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

備考

\* 1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）」に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって小売電気事業者ごとに個別に公表された一昨年度の調整後排出係数をいう。なお、前述の係数がない場合、各小売電気事業者がホームページ等で公表している係数とする。

\* 2 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(算定方式)

一昨年度の未利用エネルギー活用状況 (%) = (一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) ÷ 一昨年度の供給電力量 (需要端)) × 100

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。 (ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)) をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。)) 第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)
- ③ 高炉ガス又は副生ガス
- ④ 一昨年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
- ⑤ 一昨年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

\* 3 一昨年度の再生可能エネルギーの導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう (単位はすべて kWh)。

- ①一昨年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)
- ②一昨年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端)  
(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
- ③グリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO<sub>2</sub>削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量
- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量
- ⑥一昨年度の供給電力量 (需要端)

(算定方式)

一昨年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) ÷ ⑥ × 100

1. 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められた再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。 (ただしインバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. 一昨年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①及び②) には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. ③、④及び⑤は、一昨年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。
4. 一昨年度の供給電力量 (⑥) には他小売電気事業者への販売分は含まない。

\* 4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス  
(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をウェブサイト上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたウェブサイト等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。